

受給権消滅手続きをする前にご確認ください — チェックリスト —

同封の「遺族年金の請求・受給権消滅に関する手続きのご案内（パンフレット）」4～7頁をご覧ください。

共済会へ共済給付金受給権消滅届関係書類を提出する際は、以下の事項の確認をお願いします。
※書類の記入は、万年筆やボールペン等、消すことができない筆記用具を使用してください。

《共済給付金受給権消滅届の記入について》

年金受給者欄（請求書上段）	チェック欄✓
【年金証書番号】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【年金受給権者の氏名（戸籍名）】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【フリガナ】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【失権年月日（死亡日）】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>

届出者欄（請求書中段）	チェック欄✓
【届出日】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【届出者の氏名（戸籍名）】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【フリガナ】の記載はありますか。 ※氏名のフリガナは、金融機関の口座の届出のとおり記入してください。	<input type="checkbox"/>
【押印】をされましたか。	<input type="checkbox"/>
【年金受給者との続柄】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【住所・連絡先】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>

年金証書の添付欄（請求書中段）	チェック欄✓
年金証書の添付がない場合は、紛失の理由の記入及び請求者の【署名・捺印】をされましたか。	<input type="checkbox"/>

支払未済の請求者は、死亡した年金受給者の民法上の相続人に限ります。
（「遺族年金の請求・受給権消滅に関する手続きのご案内（パンフレット）」5～6頁を必ずご確認ください）

支払未済の請求欄（請求書下段）	チェック欄✓
支払未済の給付を請求する場合、届出者の【署名・捺印】をされましたか。 ※支払未済の給付を請求される方は同消滅届の届出者に限ります。	<input type="checkbox"/>

年金受取金融機関欄（請求書下段）	チェック欄✓
【銀行名・支店名】の記載はありますか。 ※同封の「ゆうちょ銀行で年金をお受け取りになる場合（リーフレット）」をご確認ください。	<input type="checkbox"/>
【預金種目】の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
【口座番号】の記載はありますか。 ※右詰で記入してください（7桁未満の場合は左の空欄に「0」を記入してください）。	<input type="checkbox"/>

《添付する戸籍等について》

◎戸籍を添付する場合

1 年金受給者の死亡年月日が記載されている除籍謄本	チェック欄 ✓
年金受給者の死亡年月日が記載されている【除籍謄本】となっていますか。 ※除籍謄本：戸籍の右上に「全部事項証明」と記載されています。	<input type="checkbox"/>
年金受給者の【死亡年月日】が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
添付する戸籍は【原本】（複写不可）となっていますか。	<input type="checkbox"/>
添付する戸籍は、失権年月日以降に交付されたもので、かつ受給権消滅届の提出日において、6か月以内に交付されたものですか。	<input type="checkbox"/>

2 請求者が相続人であることを証明する戸籍抄本	チェック欄 ✓
請求者の【現在の戸籍】となっていますか。	<input type="checkbox"/>
請求者が【死亡した年金受給者の民法上の相続人】であることが確認できますか。	<input type="checkbox"/>
添付する戸籍は【原本】（複写不可）となっていますか。	<input type="checkbox"/>
添付する戸籍は、失権年月日以降に交付されたもので、かつ受給権消滅届の提出日において、6か月以内に交付されたものですか。	<input type="checkbox"/>

◎法定相続情報一覧図の写しを添付する場合

年金受給者の死亡年月日が記載されており、請求者が相続人であることを証明する法定相続情報一覧図の写し	チェック欄 ✓
年金受給者の【死亡年月日】が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
請求者が【死亡した年金受給者の民法上の相続人】であることが確認できますか。	<input type="checkbox"/>
添付する法定相続情報一覧図の写しは【原本】（複写不可）ですか。	<input type="checkbox"/>

《提出する書類について》

確認する項目	チェック欄 ✓
① 共済給付金受給権消滅届（第21号様式）	<input type="checkbox"/>
② 年金証書（添付がない場合は、請求書の該当欄への署名・捺印）	<input type="checkbox"/>
支払未済を請求される方は、以下の書類の提出が必要です。↓	
③ 年金受給者の死亡年月日が記載されている除籍謄本（全部事項証明） 又は法定相続情報一覧図の写し（複写不可）	<input type="checkbox"/>
④ 請求者が相続人であることを証明する戸籍抄本（個人事項証明） 又は法定相続情報一覧図の写し（複写不可）	<input type="checkbox"/>

《ご注意下さい》

- 書類を提出する前に、記入漏れや誤りはないか、もう一度ご確認ください。
- 共済給付金受給権消滅届関係書類に記入不備、記載内容の相違がある場合、内容の確認または書類の再提出などにより、共済給付金の決定事務が遅延することがあります。

《提出先》

元議員が退職された議会にご提出ください。
（議会事務局宛ての提出用封筒を同封しております。）